

全 員 協 議 会

日 時 令和3年5月28日（金）
午前9時30分
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 6 6、6 7 回議運決定事項

令和 3 年 5 月 2 1 日 (金)

令和 3 年 5 月 2 8 日 (金)

1 令和 3 年第 2 回 (6 月) 定例会に関する事項について

(1) 代表質問、一般質問の通告者について・・・資料 1

(2) 追加議案について

執行部から、議案 2 件を追加したい旨の依頼があり、議事日程に反映することとし、各常任委員会で審査することとした。

○民生福祉常任委員会所管

- ・議案第 5 5 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の
制定について (市民)

○一般会計予算決算常任委員会所管

- ・議案第 5 4 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 5 回)
について (財政)

(3) 議事日程案について・・・資料 2

(4) 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

候補者を決定した。当初の予定どおり定例会最終日に議会において選挙 (指名推選) を行う。

2 山陽小野田市議会会議規則の一部改正について・・・資料 3

資料のとおり改正することとした。議案の提出日は、6 月 7 日に予定している議会運営委員会において決定することとした。

3 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について・・・資料 4

会派所属議員及び会派無所属議員から意見を提出してもらい、議案の提出日と併せて、6 月 7 日に予定している議会運営委員会において決定することとした。

4 その他

- ・議会運営委員会の開催日 5 月 2 8 日 (金) 午前 9 時 3 0 分

令和 3 年 6 月定例会 代表質問日程

月	日	曜日	時間	会派名・質問者
6	2	水	午前 9 時 3 0 分	会派みらい 2 1 長谷川知司議員 会派明政会 伊場勇議員 会派新政会 松尾数則議員

令和 3 年 6 月定例会 一般質問日程

月	日	曜日	時間	人数	質問者
6	3	木	午前 9 時 3 0 分	4 人	藤岡修美議員 中岡英二議員 吉永美子議員 笹木慶之議員
6	4	金	午前 9 時 3 0 分	3 人	奥良秀議員 杉本保喜議員 高松秀樹議員
6	7	月	午前 9 時 3 0 分	2 人	岡山明議員 山田伸幸議員

令和 3 年第 2 回（6 月）定例会 議事日程変更案

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	2	水	午前 9 時 3 0 分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 代表質問（3 人） 議案 2 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
6	3	木	午前 9 時 3 0 分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（4 人）
6	4	金	午前 9 時 3 0 分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（3 人）
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計予算決算常任委員会 新型コロナウイルス感染症対策分科会
			委員会終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 民生福祉常任委員会 一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会
6	5	土		休 会	
6	6	日		休 会	
6	7	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（2 人）
6	8	火		休 会	
6	9	水		休 会	
6	10	木		休 会	

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日提出

提出者 議会運営委員長 長谷川 知 司

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則

山陽小野田市議会会議規則（平成 17 年山陽小野田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 90 条第 1 項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 138 条第 1 項中「並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を紹介する議員」を「前 2 項の請願を紹介する議員」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

（請願書の記載事項等）

第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 （略）

5 （略）

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

（請願書の記載事項等）

第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 （略）

4 （略）

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>記名押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>